



神戸市公報

発行所
神戸市役所

編集兼印刷
神戸市長

＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市住居表示条例施行規則の一部を改正する規則	地域協働局住民課	1
規則	神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	福祉局障害者支援課	7
規則	神戸市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	福祉局くらし支援課	15

神戸市住居表示条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第42号

神戸市住居表示条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市住居表示条例施行規則（昭和40年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第2条</u> [略] （建築物の新築の届出） <u>第3条</u> 条例第3条第1項の規定による届出は、別記 <u>第1号様式</u> により、建築物の所在する区の区長にしなければならない。 （住居番号の変更等の申出）	<u>（街区符号及び住居番号の変更等の通知）</u> <u>第2条</u> 条例第2条及び第3条第4項の規定による関係人への通知は、別記 <u>第1号様式</u> により行なう。 <u>第3条</u> [略] （建築物の新築の届出） <u>第4条</u> 条例第3条第1項の規定による届出は、別記 <u>第2号様式</u> により、建築物の所在する区の区長にしなければならない。 （住居番号の変更等の申出）

第4条 条例第3条第2項の規定による申出は、別記第2号様式により、建築物の所在する区の区長にしなければならない。

（住居番号の表示板）

第5条 条例第4条第2項の規定による住居番号の表示は、別記第3号様式による。

第6条、第7条 [略]

第5条 条例第3条第2項の規定による申出は、別記第3号様式により、建築物の所在する区の区長にしなければならない。

（住居番号の表示板）

第6条 条例第4条第2項の規定による住居番号の表示は、別記第4号様式による。

第7条、第8条 [略]

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、同様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

建築物の新築届

年 月 日

神戸市 区長 宛

住所

氏名

次のとおり建築物を新築したので、神戸市住居表示条例第3条第1項の規定により届け出ます。

記

氏名又は名称		
建築物	所在地	神戸市 区
	構造	木造・鉄筋・耐火・プレハブ・その他() 戸数()
	用途	住居・事務所・店舗・事業所・その他()
	完成	年 月 日
建築物の位置図	建物の主たる出入口の位置及び主たる出入口から道路への通路をわかりやすく記入してください。	

備考 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

課長	係長	係	住居番号	台帳	通知	
			番号			

第3号様式を第2号様式とし、同様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

住居番号の変更等の申出書

年 月 日

神戸市 区長 宛

住所

氏名

次の建築物の住居番号を付定・変更・廃止されたく、神戸市住居表示条例第3条第2項の規定により申し出ます。

記

氏名又は名称		
建築物	所在地	神戸市 区
	構造	木造・鉄筋・耐火・プレハブ・その他() 戸数 ()
	用途	住居・事務所・店舗・事業所・その他()
変更等の申出の理由		
建築物の位置図	建物の主たる出入口の位置及び主たる出入口から道路への通路をわかりやすく記入してください。	

備考 この申出書は、本人又はその代理人が記入するものです。

課長	係長	係	住居番号	台帳	通知	
			番号			

第4号様式中「（第4号様式）」を「第3号様式（第5条関係）」に改め、同様式を第3号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市住居表示条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている届出書その他の書類（以下「届出書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市住居表示条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による届出書等の様式は、新規則による届出書等の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第43号

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（本人等に対する通知） 第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、里親若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入所措置／委託／通知書（様式第	（本人等に対する通知） 第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、<u>里親、障害児通所支援事業所の長</u>若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入

23号の6)により通知しなければならない。 (1)、(2) [略] 2 [略] 3 福祉事務所長は、法第21条の6の 規定による措置（次項において「措 置」という。）を採るときは、その旨 を本人又はその保護者又は里親等及 び同条の規定による委託（次項にお いて「委託」という。）をしようとする 相手方に対して、書面により通知 しなければならない。 4 福祉事務所長は、措置を解除し、 他の措置に変更し、又は延長すると きは、その旨を本人又はその保護者 又は里親等及び委託に係る受託者に 対して、書面により通知しなければ ならない。	所措置／委託／通知書（様式第23号の 6)により通知しなければならない。 (1) 法第21条の6に規定する措置（障 害児通所支援に係るものに限る。） (2)、(3) [略] 2 [略]
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第13条、第22条関係） (1) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設を除く。）、第31条第2項（障害児入所施設を除く。）の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）及び児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用 [略] 備考 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1からD15までの階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。なお、同	別表第1（第13条、第22条関係） (1) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設を除く。）、第31条第2項（障害児入所施設を除く。）の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）及び児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用 [略] 備考 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1からD15までの階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割 <u>（この所得割を</u>

法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第

計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。ただし、令和5年7月1日時点で措置中の児童については、令和10年6月30日までの間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の規定による改正前の地方税法第34条第1項第11号及び第314条の2第1項第11号に基づく年少扶養控除及び特定扶養控除を適用させて算定するものとする。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であ

3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

(2) 令和 5 年 7 月 1 日時点で措置中の児童については、令和 10 年 6 月 30 日までの間、地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 措置児童等及びその措置児

るときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3～6 [略]

- (2) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設に限る。）及び第2項、第31条第2項（障害児入所施設に限る。）及び第3項の規定による措置を受けている児童等で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）用

[略]

備考

- 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1からD15階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額

3～6 [略]

- (2) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設に限る。）及び第2項、第31条第2項（障害児入所施設に限る。）及び第3項の規定による措置を受けている児童等で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）用

[略]

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減

を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～5 [略]

別表第2（第22条関係）

[略]

備考

1 [略]

2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 障害児通所支援 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。

(6)～(8) [略]

3 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。なお、別表第2の表備考第6項に該当する場合を除き、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除

免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～5 [略]

別表第2（第22条関係）

[略]

備考

1 [略]

2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 障害児通所支援 法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。

(6)～(8) [略]

3 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、別表第2

して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 4 ～ 9 [略]	の表備考第6項に該当する場合を除き、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 4 ～ 9 [略]
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

神戸市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（本市が定める生活困窮者 <u>居住</u> 支援事業の期間）	（本市が定める生活困窮者 <u>一時</u> 支援事業の期間）
第2条 [略]	第2条 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。